

## 岩手県医師会在宅医療支援センターの開設について

平成29年6月1日  
一般社団法人岩手県医師会

### 1 目的

本センターは、岩手県内の医療機関の在宅医療への取組みを支援、調整、推進し、新たに在宅医療に取り組む医師の参入促進を図るとともに、在宅医療人材の育成、県民や関係者からの相談、在宅医療の理解促進に取り組むことにより、在宅医療提供体制の確保、充実を図るため、岩手県医師会館に開設するものです。

また、郡市医師会の在宅医療への取組みを支援するため、必要に応じて現地にサブセンター（地域ブランチ）を設置します。

### 2 事業

本センターでは次の事業を予定しています。

- (1) 在宅医療に取り組む医師を支援するための病診連携や多職種連携促進、後方支援病院の確保
- (2) 医師、医療・介護従事者等を対象とした在宅医療・地域包括ケアに関する研修
- (3) 在宅医療に関する様々な情報収集及びホームページ等による在宅医療資源や制度・相談窓口等の情報提供
- (4) 郡市医師会における在宅医療・地域包括ケアの支援、研修等による連携・機能強化
- (5) その他在宅医療の推進に関して必要な事業

### 3 コーディネート人材の配置

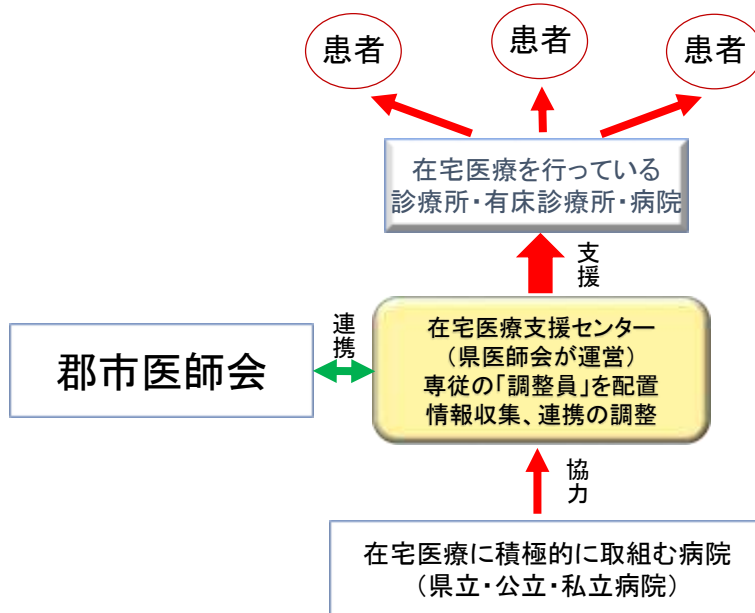
センター及びサブセンターにはそれぞれ1名の調整員を配置し、支援事業に参加する診療所、有床診療所、病院等の情報を収集、ニーズを把握して、病診連携や病病連携をコーディネートします。

また、そのための情報共有の仕組みを構築します。

#### ※ 奥州ブランチの設置について

本年度、胆江圏域をモデルとして支援事業を実施したいと考えています。在宅医療に積極的な「病院」による、在宅医療を行っている「診療所」「有床診療所」「病院」への代診医派遣による支援が基本です。現在、関係者で検討中の支援スキームがまとまり次第、奥州市内にブランチを設置して運用します。

## 事業スキーム案



## 在宅医療について

### 1 在宅医療とは？

医療機関への通院が困難になった時、自宅や入居中の施設（サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、グループホームほか）などの「生活の場」に、医師や看護師などが訪問して、診察・治療、健康管理などを行うこと。

### 2 在宅医療の種類～「訪問診療」と「往診」

医師は、普通は定期的に訪問診療を行い、病状が悪化した時などには必要に応じて往診に赴き、自宅等での療養を支えます。

- 訪問診療 医師が、予め訪問日や訪問回数などを病状に合わせて計画し、定期的・継続的に診察、医療処置、健康管理などを行うこと。
- 往診 急な病気やケガ、病状の悪化時などに、本人や家族からの連絡や訪問看護師からの情報により、医師が駆けつけて診察すること。

### 3 どのような人が、在宅で医療を受けているか

- ・足腰が不自由になり、一人での外出、通院が困難になった
- ・心臓や呼吸器の病気で少し動くと息切れがする
- ・がんによる痛みや体力低下によって通院できない
- ・退院後、自宅での療養が必要になった
- ・神経や筋肉などの難病で、人工呼吸など自宅での医療処置が必要
- ・認知症により、在宅でのケアや医療が必要
- ・障害により継続的な医療的ケアが必要な小児
- ・自宅での看取りを希望している

### 4 行われている治療や処置

- ・血液検査、尿検査、心電図検査
- ・超音波検査
- ・酸素療法
- ・経管栄養法
- ・自己導尿法、持続的導尿法
- ・点滴、中心静脈栄養法
- ・床ずれの処置
- ・医療用麻薬などを使用した痛みの緩和
- ・人工呼吸器法、人工透析

## 地域医療総合確保基金の創設と岩手県医師会の事業

### 1 医療介護総合確保促進法（平成26年6月25日 公布）

団塊の世代が75歳以上となる2025年を踏まえ、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題であることから、消費税増収分を活用した新たな基金「地域医療介護総合確保基金」を創設。

### 2 地域医療介護総合確保基金

この基金を都道府県に設置。都道府県は医療・介護の事業計画（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）を作成し国に提出。国庫負担（2/3）と県負担（1/3）で予算化し、市町村や事業者等（医療機関、介護サービス事業所等）に事業費を交付する。

【基金の対象事業】

#### ●平成26年度（医療分）

①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設、設備の整備

②居宅等における医療の提供

③医療従事者の確保

#### ●平成27年度～（介護分）①②③に追加し

④介護施設等の整備

⑤介護従事者の確保

### 3 岩手県医師会の事業

岩手県医師会では、平成26年度に上記「②居宅等における医療の提供に関する事業」に申請（事業名は「有床診療所等機能強化事業」）して採択。27年度に岩手県が「在宅医療体制支援事業補助金」として予算化し、事業がスタートした。

【これまでの在宅医療体制支援事業】

#### ●平成27年度

①県医師会に「岩手県医師会在宅医療・地域包括ケア推進準備会」を設置。

②県内全医療機関（病院92、診療所672）に在宅医療に係るアンケートを実施。

③在宅医療支援体制の先進事例視察（静岡県医師会、名古屋市医師会、京都府医師会）。

#### ●平成28年度

①県医師会に在宅医療提供に係る支援調整コーディネータ1名を配置。

②県内郡市医師会（13地域）、市町村に在宅医療に係るヒアリング調査を実施。

③市町村職員向け「在宅医療人材育成研修」（県委託事業）を開催